

申告期間
3/15 **金**
まで

市・府民税の申告 所得税の確定申告

税の申告を次のとおり受け付けます。会場・日時などを確認のうえ、期間内に申告してください。
申告期間前半は窓口が混雑しますので、あらかじめご了承ください。

問合せ

- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（作成コーナーの使い方など） ☎ 0570 (01) 5901 へ
- マイナンバー総合フリーダイヤル（ICカードリーダーの設定など） ☎ 0120 (95) 0178 へ
- 吹田税務署（口座振替など） ☎ 06 (6330) 3911 へ

申告の受付会場・期間

区分	会場	期間（土・日曜日・祝日を除く）
市・府民税の申告	市役所 1階ロビー	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～12時・午後1時～5時
所得税の確定申告 <small>※混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。 ※大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。</small>	吹田税務署 (吹田市片山町3-16-22) ※昨年度の会場である吹田さんくすホールは開設していません。	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時 ※2月24日(日)・3月3日(日)は実施。 ※確定申告期間以外は、通常窓口での対応です。
	コミュニティプラザ 3階 (南千里丘5-35)	2月12日(火)～14日(木) 午前9時半～午後3時 ※被災した場合の雑損控除の相談もできます。 ※相続税・贈与税・譲渡所得税などの相談は行っていません。

ふるさと納税をした人へ

寄附先自治体にふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出した人で、給与所得以外に所得がある場合や寄附先の自治体数が5団体を超えた場合などは、ワンストップ特例申請書は無効となり、確定申告または市・府民税申告が必要となります。

確定申告などをする場合は寄附金に関する申告も忘れないようご注意ください。

問合せ 市民税課市民税係へ

災害に伴う所得税の軽減措置

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告などで「災害減税法に定める税金の軽減免除」または、「所得税法に定める雑損控除」のどちらか有利な方法を選択でき、所得税の全部または一部を軽減できます。

詳細は国税庁ホームページを確認してください。

問合せ 吹田税務署へ

納税には、安全・便利な口座振替を

所得税や個人事業者の消費税などは口座振替での納付が便利です。一度手続きを行うと、次回以降も口座振替となり金融機関に行く手間が省けます。

希望者は、各税目ごとの申告期限までに、税務署や金融機関で手続きをしてください。平成30年分の申告期限などは次の通りです。

問合せ 吹田税務署へ

●所得税・復興特別所得税

申告期限・納期限 3月15日(金)
口座振替にした場合は4月22日(月)に引き落とし

●消費税・地方消費税

申告期限・納期限 4月1日(月)
口座振替にした場合は4月24日(水)に引き落とし

市・府民税の申告

市・府民税の申告の受け付けをホームページのとおり行います（郵送も可能です）。

郵送先・問合せ 〒566-18555
(住所不要) 摂津市役所・市民税課市民税係

■申告が必要な人

- ▼平成31年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
- ・平成30年中（30年1月1日～12月31日）に営業、農業、不動産、配当などの所得があった人
- ・給与所得者（パート・アルバイトを含む）で勤務先から市へ給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がない人
- ・主たる給与所得以外の所得が20万円以下の人

- ・平成30年中に会社を退職した人
- ▼平成31年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所・店舗などを持っている人
- ※国民健康保険料・介護保険料などの算定資料および諸証明の資料になりますので、前年中に所得がなかった人も申告が必要です。

■申告が必要でない人

- ▼平成30年分の所得税の確定申告を

する人

▼給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている人

▼公的年金収入のみで、各種所得控除を受けない人

※年末調整未済の源泉徴収票を持っている場合や2力所以上から給与の支払いを受けている場合、営業や不動産の収入がある場合は、市・府民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になることがあります。

■申告に必要なもの

▼平成30年中の所得を証明する書類（源泉徴収票など）

▼各種所得控除を受ける人は、平成30年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、小規模企業共済などの証明書（領収書）、医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書、身体・精神障害者手帳、療育手帳、学生証などの控除に係る事項を証明するもの

▼印鑑

▼本人確認書類（マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類）

※代理人の場合は、代理人自身の身分確認書類・委任状に加えて、申請者本人の番号確認書類の写しが必要

▼被扶養者・専従者の番号確認書類の写し

障害者控除対象者 認定書の発行

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない場合でも、要介護（要支援）認定を受けている65歳以上で手帳の交付と同程度の障害がある人には、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

同認定書は、市・府民税や所得税において障害者控除の適用を受けるために必要となります。希望者は印鑑を持参して、市役所1階・高齢介護課で手続きをしてください。

※認定書の発行には1週間程度かかります。

問合せ 高齢介護課認定給付係へ

所得税の確定申告

所得税の確定申告の相談・申告書などの受付をホームページのとおり行います。※昨年の会場である吹田さんくすホールは開設してません。

会場は混雑するため、申告書などの提出は国税庁ホームページからや郵送をお勧めします。

問合せ 吹田税務署 ☎ 06 (6330) 3911 へ

■申告書作成・送信は 国税庁HPから

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」で申告書などが作成できます。作成した申告書は、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で送信してください。なお、還付申告をする場合は2月15日以前でも提出できます。

■スマホ専用画面で 申告書作成・送信が可能に

今年から、スマホでの申告も可能になりました。

収入が給与のみ（年末調整済）で医療費控除や寄付金控除の申告に利用できます。また、源泉徴収票などの添付書類の提出も不要となります。

■申告書提出用 ID・パスワードの利用を

申告書提出用のID・パスワードがあれば、IDカードリーダーライタなどがなくても電子申告ができます。ID・パスワードは税務署へ免許証など本人確認書類を持参し申請することができます。また昨年、税務署や吹田さんくすホールで確定申告した人は発行済み（一部例外あり）ですので、昨年分の確定申告書類を確認してください。